

**エチオピア国
ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画
フェーズ2
実施協議報告書**

**平成18年10月
(2006年)**

**独立行政法人 国際協力機構
エチオピア事務所**

序 文

日本国政府は、エチオピア連邦民主共和国からの技術協力の要請に基づき、同国のオロミア州ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ2にかかる事前評価調査を行うことを決定しました。

これを受け、国際協力機構は、エチオピア事務所が中心となり、関連情報を収集・整理するとともに、協力の枠組みについてエチオピア国関係者と協議を行い、平成18年9月29日に討議議事録（R/D）の署名を行いました。

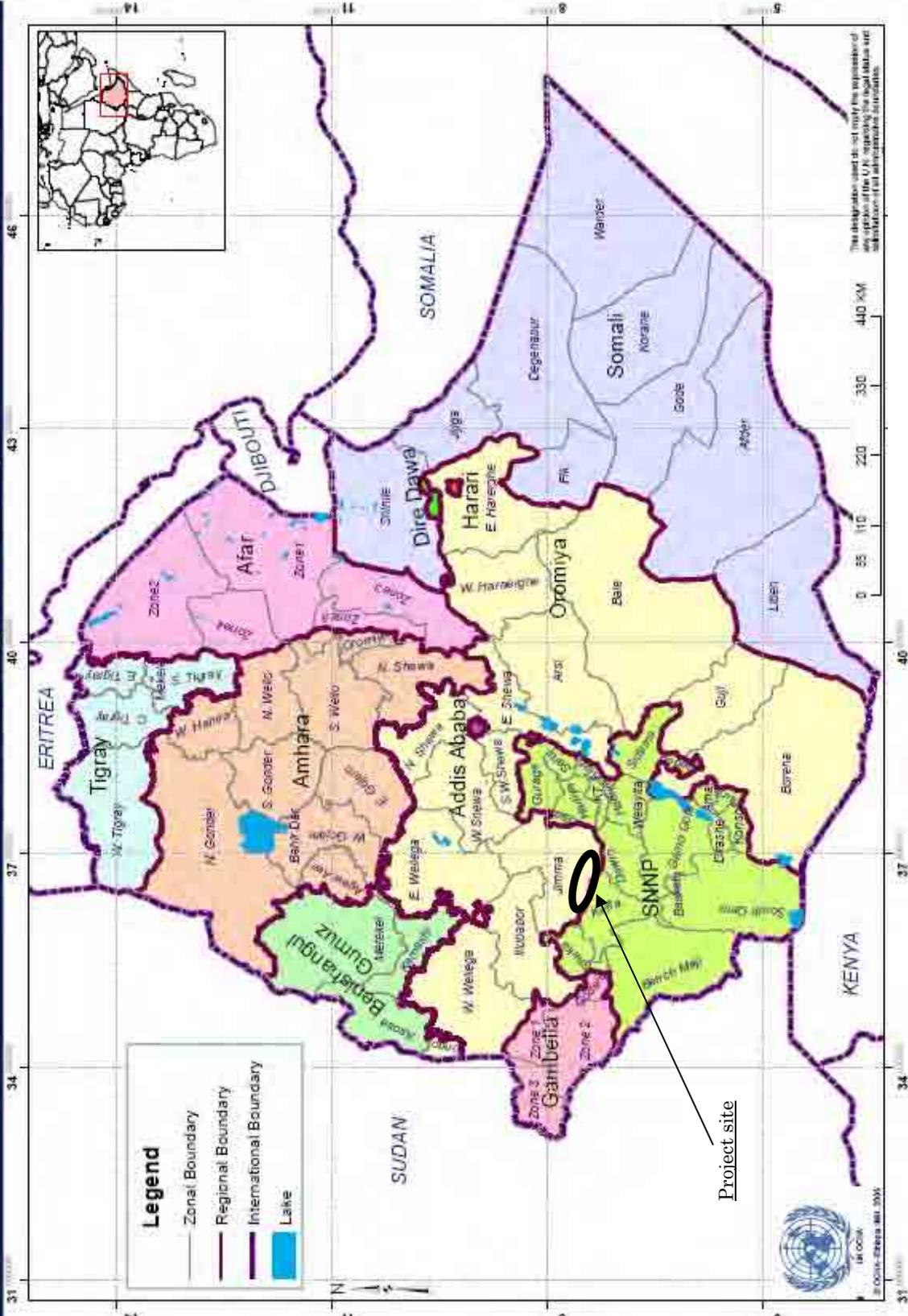
今般、以上の協議の結果を報告書として取りまとめました。この報告書が本計画の今後の推進に役立つとともに、この技術協力事業が両国の友好・親善の一層の発展に寄与することを期待いたします。

終わりに、本調査に対し御協力と御支援を頂いた両国の関係者の皆様に、心から感謝の意を表します。

平成18年10月

独立行政法人 国際協力機構
エチオピア事務所長 齋藤 直樹

Administrative Regions of Ethiopia



出展：UN OCHA Administrative Regions of Ethiopia 2006

目 次

序文

プロジェクト位置図

略語

目次

第1章 要請背景.....	1
第2章 調査・協議の経過と概略.....	2
2-1 事前評価調査.....	2
2-2 実施協議.....	3
2-3 運営上の留意点.....	5
第3章 事前評価表.....	7

附属資料

1. 実施協議討議議事録(R/D).....	17
2. 実施協議にかかる協議議事録(M/M).....	31
3. プロジェクト・ドキュメント(M/M).....	37

第1章 要請背景

エチオピア国（以下、「エ」国は、かつては国土面積の約 35%（約 42 百万 ha 相当）が森林で占められていたといわれるが、不適切な土地利用や過度の森林伐採、人口増加等により、森林は面積的にも質的にも減少・劣化した。国連の報告によると、2000 年時点では森林面積は約 4.5 百万 ha にまで減少し、森林保全のために管理されている土地は、国土面積の約 2% のみであるとされた。こうした事態に対処するため、「エ」国政府は全国森林優先地域(NFPA、現在は RFPA)の選定等、森林保全のための施策を打ち出しているが、その実施は十分ではない。

このような状況の中で、JICA は「エ」国政府からの要請に基づき、同国の中でも貴重な森林生態系を有している南西部地域の森林保全に関するマスタープランの策定を目的とした、開発調査「エチオピア国南西部地域森林保全計画調査」(1996 年～1998 年)を実施した。この中で、オロミア州ベレテ・ゲラ RFPA(150,000ha)の森林・地域社会調査を実施し、森林管理計画策定に必要な提言を行った。また、「エチオピア国自然環境保全協力基礎調査団」(2002 年 3 月～4 月)により、ベレテ・ゲラ RFPA においては、居住地や農地の拡大により天然林が毎年減少しており、森林資源の有効利用、森林生態系の保全のために早急な対策が必要であることが改めて確認された。

同調査の結果を受け、2002 年 6 月、「エ」国政府はベレテ・ゲラ RFPA 内の二つの郡(サカ・チョコルサ郡、ゲラ郡)における地域住民と行政による森林管理計画の策定・実施を目的とした技術協力プロジェクトの正式要請を我が国に対して行った。これに応じて、2003 年 10 月 1 日より 3 年間を協力期間とする本プロジェクトの第 1 フェーズが開始された。同期間では、「ベレテ・ゲラ RFPA 内の対象村落において、地域住民による森林管理が持続的に行われること」を目的として、対象村落および集落の選定、対象集落における森林・農地の境界線にかかる関係者合意、森林管理仮契約の策定・締結などをつうじて、参加型森林管理の実施にかかる基本的な体制が整備された。その後、森林管理仮契約(チャフェとアフアロの各集落)の合同モニタリング・評価の実施、内規策定支援や生計向上活動などの実施から、関係者の自然資源管理能力の強化と参加型森林管理手法の明確化などを目指した。

その結果、2006 年 6 月に実施された合同終了時評価では、WaBuB による参加型森林管理システムが確立されつつあり、プロジェクト目標はほぼ達成したと判断された。しかし同時に、地域住民による参加型森林管理がベレテ・ゲラ RFPA 内で広く自律的に実践されるためには、参加型森林管理ガイドラインや普及戦略、さらには州政府としての明確な指針等の制度的なフレームワークが整備される必要があるとともに、それらのプロセスを通じて、仮契約試行後 1 年しか経過していない WaBuB 組織や森林行政官の更なる能力向上が必要であるとの認識から、第 1 フェーズにおける 2 つの集落での成果を、既に実施要望が上がっているベレテ・ゲラ内の他の地域に拡大していくため、第 2 フェーズ実施についての提言がなされた。

同提言を踏まえて、オロミア州政府は2006年7月に「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ2」の実施について日本国政府へ要請した。

第2章 調査・協議の経過と概略

2-1 事前評価調査

エチオピア政府の要請を受け、本案件の実施に必要な情報を収集するとともに、実施可能性と協力の効果が見込める協力内容について協議し、基本計画を策定した。

本調査は、正式要請書の提出があった2006年7月下旬以降、エチオピア事務所が中心となり、実施中のベレテ・ゲラ参加型森林管理計画(フェーズ1)の長期・短期専門家の支援を得て行った。基本計画は、2006年6月に実施したベレテ・ゲラ参加型森林管理計画(フェーズ1)の終了時評価調査における協議内容をベースとし、基本的に同提言に沿った内容で協議が行われた。

主要協議者

財務経済開発省

Mr. Hailemichael Kinfu

Head, Bilateral Cooperation Department, Ministry of Finance and Economic Development,
Federal Democratic Republic of Ethiopia

オロミア州政府

Mr. Diribu Jemal

Head, Natural Resource Management and Rural Land Administration Sector Agriculture and
Rural Development Bureau, Oromia Regional Government

Aseefa Ejo

Acting Head of the Forestry and Wildlife Department, Natural Resources Management and
Rural Land Administration Sector of the OARDB

<Jimma Zone>

Mohammed Seid

Rural Land and Natural Resources Administration Expert, Agriculture and Rural Development
Office (ARDO) of Jimma Zone

<Gera District>

Shafi Husen

Administrator, Gera District

Fikadu Zewude

Former ARDO head

Lishan Demissie

Leader, Natural Resource and Rural Energy Team, ARDO

Damtew Asfaw

Forest Expert, Natural Resource and Rural Energy Team, ARDO

Wageye Tesfaye

Forest Expert, Natural Resource and Rural Energy Team, ARDO

<Shabe Sombo District>

Fikru Bulita Head, Belete Forest, ARDO

Fikru Addisu Development Agent

<Seka Chokorsa District>

Abebe Ayana Leader, Planning Unit, ARDO

Daniel Kebele Land Use and Administration Team Leader, ARDO

Aboneh Robele Leader, Natural Resource and Rural Energy Team, ARDO

JICA エチオピア事務所

斎藤 直樹 所長

安藤 直樹 次長

本間 穰 所員

ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画(フェーズ 1)

西村 勉 チーフアドバイザー代行/村落振興/業務調整

柿崎 芳明 村落開発 (短期専門家)

吉倉 利英 参加型森林管理/業務調整(短期専門家)

2-2 実施協議

実施協議においてはプロジェクトの協力内容を決めた R/D (Record of Discussions : 討議議事録) 及び M/M (Minutes of Meeting : 協議議事録) の協議署名と、協力開始に必要な諸条件を確認した。

なお、本案件は在外主管案件であるため、エチオピア事務所が先方実施機関のオロミア州農業農村開発局自然資源・農村土地管理部とともに、R/D(案)、M/M(案)を作成し、協議を行った。

2006年9月29日にオロミア州農業農村開発局自然資源・農村土地管理部長と JICA エチオピア事務所長との間で R/D、M/M に署名を実施した。内容については、フェーズ 1 プロジェクトの終了時評価における協議、提言を踏まえたものであり、協議は円滑に行われた。

なお、R/D については財務経済開発省二国間局長を連署人とした。また、M/M については、署名後にオロミア州政府より財務経済開発省宛てに写しを送付し、同内容を報告した。

さらにその後、プロジェクト・デザインについて協議してきた内容を取りまとめ、プロジェクト・ドキュメントとして合意し M/M に署名した。これは、フェーズ 1 の教訓から、基本計画の内容をより詳細、かつ、具体的に記述し、プロジェクト実施に関わる関係者の共通の理解を深めるための文書として、フェーズ 2 開始後に日本側専門家とオロミア州側関係者が協働して取りまとめたものである。今後、プロジェクトの進捗に応じて、適宜改

定していくことを M/M で確認した。

なお、前述のとおり共通の理解を深めることが目的であり、複数言語による解釈の相違等の発生を回避すべく、あえて和訳をしないこととした。

協力の枠組み及びプロジェクト・デザインについて先方実施機関と合意・確認した事項は、附属資料として添付した R/D、M/M (PDM 及び PO を含む)、プロジェクト・ドキュメントが全てであるが、以下に特記すべき事項を簡単にまとめた。(詳しくは、原文を参照。)

なお、実施に当たっては、本プロジェクトフェーズ 2 がフェーズ 1 を踏まえて形成されたものであることに鑑み、フェーズ 1 の終了時評価調査における評価結果、提言、教訓を十分に活用することが重要である。

- (1) フェーズ 2 は 4 年間の計画であるが、最初の 1 年目 (これをステージ 1 と呼ぶ) では、フェーズ 1 の成果を取りまとめて、ベレテ・ゲラ森林優先地域での参加型森林管理ガイドライン(成果 1)、及び同普及戦略(成果 2)の策定を行う計画である。また、後半の 3 年間 (これをステージ 2 と呼ぶ) では、策定されたガイドラインを利用して、ベレテ・ゲラ森林優先地域で WaBuB (森林管理組合) を設立し、普及(成果 5)していく計画である。さらに、これらの成果を踏まえつつ、オロミア州全体に適用されるオロミア州の参加型森林管理ガイドラインの策定(成果 6)も行う計画である。以上を R/D、M/M、プロジェクト・ドキュメントで確認した。
- (2) R/D 署名時点では、成果 6 に必要な活動を明示していない。ステージ 1 における活動と成果を踏まえて、ステージ 2 の開始時までに必要な活動を明らかにすべきことを R/D で確認した。これらは R/D、PDM、PO 等の修正として双方による合意 (署名) がなされる必要がある。フェーズ 1 の教訓を踏まえ、成果 6 以外も含めて、必要に応じて修正を行っていくことが重要である。
- (3) フェーズ 1 の終了時評価では、持続性、とりわけ財務面での持続性の弱さが重要視された。合同評価調査団の提言に基づき、ステージ 1 において、オロミア側が達成すべき財務面での負担事項及びそのレベルを M/M で確認した。これらの達成状況は、ステージ 1 の後半に派遣される予定の運営指導調査団により確認されることになっており、もし、財務面での持続性が見込めない場合には、ステージ 1 をもって協力を終了する可能性があることを同じく M/M で確認した。

2-3 運営上の留意点

フェーズ2の実施において、特に留意すべき事項を以下に示す4項目としてまとめた。

但し、これらについてはプロジェクト開始時点で C/P と明確な問題意識の共有が出来ていないので、今後、実施の諸段階で関係者間協議や JCC 等の場を通じて C/P と問題意識を共有し、改善に向けて双方が継続的、かつ、具体的な取り組みをしていく必要がある。

(1) 森林管理契約(Forest Management Agreement)の法的な根拠についての明確化

フェーズ1では、パイロット地域（アファロ、チャフェ集落）で森林管理契約の締結を行った。これは、州森林優先地域内の森林管理を WaBuB と郡農業・農村開発事務所に一任することを州政府が承認したものである。このような特区的な性格をもつ森林管理契約の締結を、今後、ベレテ・ゲラ森林優先地域内に広く普及させていくためには、オロミア州森林通達（Forest Proclamation No.72/2003）で規定されている条項と WaBuB 森林管理契約の条項に示されている参加型森林管理方法の間で相反する内容について整理し、その取り扱いについて州政府と認識を共有する必要がある。

(2) WaBuB の拡大・展開方針の検討

WaBuB の存在をベレテ・ゲラ森林優先地域に広く普及するためには、森の状態、そこに住む住民の生計活動に対応した参加型森林管理方法を確立する必要がある。現行の森林管理契約は、ゲラ森林のように森林資源が豊富で非木材林産物の利用が住民の主要な生計手段になっているエリアでは効果的である。しかし、ベレテ森林やゲラ森林の一部のように既に森林荒廃が進みつつあるエリアでは、非木材林産物の利用と屋敷地周辺での小規模な農業が住民の主要な生計手段であり、森を適切に利用・保全するための森林管理契約に加え、既に荒廃した森の再生・利用に向けた森林管理計画を策定する必要がある。このように、WaBuB の普及においては、森の状態、住民の生計手段に対応した参加型森林管理方法を確立する必要がある。

(3) 生計向上支援活動の実施方針の検討

生計向上支援活動の実施においては、対象エリアのニーズに合った活動計画の立案とその実施が必要となる。基本的な考え方としては、森林の状態と住民の生計活動により、以下の2つの方針案が考えられる。

- ① 非木材林産物を利用した住民による持続的な生計向上活動の実施に向けた仕組み作り（非木材林産物が住民の主要な生計手段である場合）
 1. WaBuB の協同組合化と林産物の共同出荷への仕組み作り
 2. マーケティング・サポート（蜂蜜、スパイス、薬草、植林用種子採取等）
 3. 生産物に付加価値をつけるための工夫（加工・パッケージ等）

- ② アグロ・フォレストリー、農業技術の普及（生産性の改善、土壌保全、商品作物の導入等）をベースとした収入向上支援（森林荒廃が進み、農地拡大が顕著なエリア）
 1. 森林優先地域内で既に農地化された土地の効率的な利用と、生産性の向上を通

して、収穫・収入の増加を支援

2. 既存の農地の生産性を上げることにより、森林内への農地拡大を抑制する
3. 住民による植林地の管理と利益分配
4. 荒廃が進んだ森林における住民による植林と木材の利用

(4) プロジェクト運営・実施体制の強化

プロジェクト運営に関しては、フェーズ1の終了時評価で合意されたオロミア州政府による運営経費の一部負担に加え、郡レベルでの適切な人員配置がスムーズな活動実施には不可欠となる。そのためには、フェーズ2のR/Dに明記されたフルタイム・カウンターパートの配置（各郡1名）に向けた継続的な協議・交渉が必要である。また、郡レベルでの慢性的な人員不足を考慮し（特にベレテ森林エリアを管轄する新設されたシャベ・ソンボ郡）、一部の活動（生計向上活動等）の実施においてはローカル NGO との連携等を検討する必要がある。

また、郡上層部からのプロジェクト活動に対する理解と、さらなる協力を確実なものと確保するために、オロミア州政府とゲラ、シャベ・ソンボ郡長との間でのプロジェクト実施における協力合意書の締結に向けた協議を行う必要がある。

第3章 事前評価表

作成日:2006年9月25日

担当部:エチオピア事務所

事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

1. 案件名 エチオピア国ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ2 Participatory Forest Management Project in Belete-Gera Regional Forest Priority Area Phase 2
2. 協力概要 (1) 協力内容 本プロジェクトは、エチオピア国(以下、「エ」国)ベレテ・ゲラ森林優先地域(以下、RFPA)の対象地域で組織される森林管理組合(以下、WaBuB)に参加する住民を直接的なターゲットとし、「WaBuB による参加型森林管理方法(WaBuB PFM)がベレテ・ゲラ RFPA の対象地域で普及すること」を目的とする。具体的には、WaBuB PFM のガイドラインや普及戦略の作成、既存の WaBuB やカウンターパートの能力強化、新たな WaBuB の組織化など実施体制の構築に係わる活動に加え、参加型森林管理をオロミア州の他の森林優先地域へ拡大するための参加型森林管理ガイドラインの作成も支援する。 (2) 協力期間:2006年10月1日～2010年9月30日 (4年間:第1ステージ1年、第2ステージ3年) (3) 協力総額(日本側):3.7億円 (4) 協力相手先機関:オロミア州農業・村落開発局(OARDB) 自然資源・農村土地管理部(NRMRLAS) (5) 国内協力機関:なし (6) 裨益対象者及び規模、等: <ul style="list-style-type: none">・ オロミア州ベレテ・ゲラRFPA(首都より約400km)の対象地域¹に居住する住民で組織される WaBuB (WaBuBは、集落の森林を利用管理している各世帯の代表で構成される)のメンバーとその家族・ ベレテ・ゲラRFPAはシャベ・ソンボ、サカ・チョコルサ、ゲラ郡にまたがっており、同農業・村落開発事務所職員、森林官や開発普及員など ¹ ベレテ・ゲラRFPAの面積は174,000haで、40～80世帯で構成される集落が40～60個存在すると推定される。そのうち、プロジェクト対象地域における裨益対象者は、1,200世帯の5,400人程度であると想定される(正確な情報は、第1ステージで調査する予定)
3. 協力の必要性・位置付け (1) 現状及び問題点 「エ」国は、かつては国土面積の約35%(約42百万ha相当)が森林で占められていたといわれるが、不適切な土地利用や過度の森林伐採、人口増加等により、森林は面積的にも質的にも減少・劣化した。国連の報告によると、2000年時点では森林面積は約4.5百万haにまで減少し、森林保全のため管理されている土地は、国土面積の約2%のみであるとされた。こうした事態に対処するため、「エ」国政府は全国森林優先地域(NFPA、現在は RFPA)の選定等、森林保全のための施策を打ち出しているが、その実施は十分ではない。 このような状況の中で、JICAは「エ」国政府からの要請に基づき、同国の中でも貴重な森林生態系を有している南西部地域の森林保全に関するマスタープランの策定を目的とした、開発調査「エチオピア国南西部地域森林保全計画調査」(1996年～1998年)を実施した。この中で、オロミア州ベレテ・ゲラ RFPA(150,000ha)の森林・地域社会調査を実施し、森林管理計画策定に必要な提言を行った。また、「エチオピア国自然環境保全協力基礎調査団」(2002年3月～4月)により、ベレテ・ゲラ RFPA においては、居住地や農地の拡大により天然林が毎年減少して

おり、森林資源の有効利用、森林生態系の保全のために早急な対策が必要であることが改めて確認された。

本調査の結果を受け、2002年6月、「エ」国政府はベレテ・ゲラ RFPA 内の二つの郡(サカ・チョコルサ郡、ゲラ郡)における地域住民と行政による森林管理計画の策定・実施を目的とした技術協力プロジェクトの正式要請を我が国に対して行った。これに応じて、2003年10月1日より3年間を協力期間とする本プロジェクトの第1フェーズが開始された。同期間では、「ベレテ・ゲラ RFPA 内の対象村落において、地域住民による森林管理が持続的に行われること」を目的として、対象村落および集落の選定、対象集落における森林・農地の境界線にかかる関係者合意、森林管理仮契約の策定・締結などをつうじて、参加型森林管理の実施にかかる基本的な体制が整備された。その後、森林管理仮契約(チャフェとアファロの各集落)の合同モニタリング・評価の実施、内規策定支援や生計向上活動などをつうじて関係者の自然資源管理能力の強化と参加型森林管理手法の明確化などを目指した。

※サカ・チョコルサ郡は、第1フェーズの後半(2006年前半)に、サカ・チョコルサ郡とシャベ・ソンボ郡に分割された。

その結果、2006年6月に実施された合同終了時評価では、WaBuBによる参加型森林管理システムが確立されつつあり、プロジェクト目標はほぼ達成したと判断された。しかし同時に、地域住民による参加型森林管理がベレテ・ゲラ RFPA 内で広く自律的に実践されるためには、参加型森林管理ガイドラインや普及戦略、さらには州政府としての明確な指針等の制度的なフレームワークが整備される必要があるとともに、それらのプロセスを通じて、仮契約試行後1年しか経過していない WaBuB 組織や森林行政官の更なる能力向上が必要でとの認識から、第1フェーズにおける2つの集落での成果を、既に実施要望が上がっているベレテ・ゲラ内の他の地域に拡大していくため、第2フェーズ実施について提言がなされた。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

オロミア州の「森林」州令 No. 72/2003 には「オロミア州の州森林優先地域の開発、保全、管理に関して、当局は森林開発と保全へのコミュニティの参加を強化してこれを行わなければならない」と記載されており、従って住民参加型の森林管理契約はオロミア州の法律・政策と整合している。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

地域住民の参加による自然資源の管理は、JICA のエチオピアに対する重点援助分野「農業・農村開発」における「天然資源管理プログラム」に位置付けられる。

4. 協力の枠組み

(1) 協力の目標(アウトカム)

1) 協力終了時の達成目標(プロジェクト目標)と指標・目標値

[プロジェクト目標]

WaBuB PFM²がベレテ・ゲラ RFPA の対象地域で普及する。

² WaBuB は、オロモ語で森林管理組合の略称であり、PFM(Participatory Forest Management) は参加型森林管理の略称である。したがって、WaBuB PFM は、WaBuB による参加型森林管理方法を指す。

[指標・目標値]

ベレテ・ゲラ RFPA における対象地域の総コミュニティ数(20~30 個程度を想定)の 80%で、2010年9月までに WaBuB PFM が実施される

2) 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)と指標・目標値

[上位目標]

地域住民による持続的な参加型森林管理がベレテ・ゲラ RFPA 内で実践される

[指標・目標値]

ベレテ・ゲラ RFPA の総コミュニティ数(約 50~60 個程度が存在する)の 50%で、WaBuB PFM が 2015年までに適用される

※ベレテ・ゲラ RFPA 内から選定基準(活動 2-2)に従って対象地域が選定され(活動 5-1)、その対象地域の中から、さらに WaBuB 設立に向けた対象コミュニティが選定される(活動 5-4)。プロジェクト活動の対象となるコミュニティ数は第 1 ステージの活動を踏まえて、第 2 ステージの前半で決定される。

※主に、成果 1 から 3 までを達成するプロジェクトの 1 年目を「第 1 ステージ」と位置づけ、第 1 ステージにおける成果を踏まえて第 2 ステージ(残り 3 年間)の活動が行われる。第 1 ステージの後半には運営指導調査団派遣を計画するとともに、第 1 ステージでの成果を踏まえて、PDM 及び PO の見直しを行うことが予め計画されている。

※行政機構としては、連邦政府、州政府、ゾーン、郡、行政村がある。行政村は、幾つかのコミュニティ(通常、コミュニティは複数の集落により構成される)から形成される。

(2) 成果(アウトプット)と指標・目標値、そのための活動

[成果 1]

ベレテ・ゲラ RFPA における WaBuB PFM のガイドラインが作成される

[指標・目標値]

ベレテ・ゲラ RFPA における WaBuB PFM のガイドラインが、オロモ語と英語で 2007 年 5 月までに作成される

[活動](対象となるおもなグループ: WaBuB メンバー、郡職員、森林官および開発普及員)

- 1-1 第 1 フェーズにおけるチャフェとアファロ WaBuB での実績をレビューする
- 1-2 WaBuB PFM ガイドライン(WaBuB 設立に必要な諸条件、住民組織化のプロセス、森林管理契約の基本構成、非木材林産物の利用を含む生計向上活動支援、モニタリング・評価方法等)のドラフトを作成する
- 1-3 WaBuB PFM ドラフト・ガイドラインをプロジェクトのステークホルダー(WaBuB メンバー、郡、ゾーン、州)と検討する
- 1-4 WaBuB PFM ガイドラインを仕上げる

[成果 2]

WaBuB PFM の普及戦略が作成される

[指標・目標値]

ベレテ・ゲラ RFPA における WaBuB PFM の普及戦略が、オロモ語と英語で 2007 年 6 月までに作成される

[活動](対象となるおもなグループ: 郡職員、森林官および開発普及員)

- 2-1 開発調査「エチオピア南西部地域森林保全計画調査」(1996~1998 年)をレビューするとともに、地域住民への聞き取りや森林の観察によって、補足的な情報を整理する
 - 2-2 WaBuB PFM を普及するための地域選定基準を作成する
 - 2-3 地域選定基準(活動 2-2)にもとづき、普及のための地域の優先度を決定する
 - 2-4 オロミア州政府の人工林における参加型管理と分収³について検討する
 - 2-5 WaBuB PFM 普及戦略(対象地(コミュニティと森)を選定するための基準、実施方法とスケジュール、ステークホルダーの役割、森林資源の利用方法、人工林における分収等)のドラフトを作成する
 - 2-6 WaBuB PFM に関するセミナーを開催し、普及戦略に対する意見をとりまとめる
 - 2-7 WaBuB PFM の普及戦略を仕上げる(森林管理契約または計画締結に必要な要件の整理を含む)
- ³ RFPA から得られた木材収入をオロミア州と住民が分けること。特にベレテ森林のように、人工林を含んでいる場合には、人工林の維持管理や分収を含めた森林管理契約(植林や伐採を含む場合には森林管理計画)を締結する可能性について検討する。

[成果 3]

チャフェとアファロ WaBuB の参加型森林管理の実施にかかる能力が強化される

[指標・目標値]

- ・ チャフェとアファロ WaBuB の参加型森林管理にかかる能力(知識、態度、技術)
(第 1 フェーズでは十分にできなかった境界線確定(外周、内部)にかかる合意形成、紛争解決

方法の改善に取り組むとともに、WaBuB の意思決定システム、より簡便かつ正確な自己モニタリング・評価方法、生計向上活動の多様化や専門化などの改善に継続して取り組む必要があるもの。)

(参照期間:2006年10月~2007年9月)

・ チャフェとアファロ WaBuB の執行委員会と森林パトロール委員会のメンバーの参加型森林管理にかかる能力(知識、態度、技術)(参照期間:2006年10月~2007年9月)

・ 森林管理契約に署名した人の数(目標値:森林利用者の90%)

[活動](対象となるおもなグループ:チャフェとアファロ WaBuB メンバー)

- 3-1 境界線(森林境界、森林コーヒー区域境界、農地および屋敷地境界)を確定する
- 3-2 森林管理仮契約/森林管理契約にかかる合同モニタリング・評価を実施する
- 3-3 生計向上活動を支援する
- 3-4 森林管理仮契約を本契約にする

[成果 4]

カウンターパートの参加型森林管理にかかる能力が強化される

[指標・目標値]

カウンターパート(州、ゾーン、郡)の参加型森林管理にかかる能力(知識、態度、技術)

(第1フェーズでは十分にできなかった境界線確定(外周、内部)にかかる合意形成、紛争解決に対する支援方法の改善に取り組むとともに、参加型計画立案、モニタリング・評価方法(GPSの利用を含む)、レポート作成・分析等にかかわる能力強化に継続して取り組む必要があるもの。)

(参照期間:2006年10月~2010年9月)

[活動](対象となるおもなグループ:郡、ゾーン、州の職員、専門員、森林官)

- 4-1 カウンターパートの研修ニーズを把握し、研修実施計画を作成する
- 4-2 カウンターパートに参加型森林管理に関する研修を実施する(GPSの研修を含む)
- 4-3 研修成果を共有するためのワークショップを開催する

[成果 5]

WaBuB の組織化を通じて対象地域における住民の能力が強化される

[指標・目標値]

・ 2010年9月までに組織される WaBuB の数(目標値は、成果2の普及戦略で設定される)

・ 対象地域の住民(WaBuB メンバー)の参加型森林管理にかかる能力(知識、態度、技術)

(境界線確定にかかる合意形成の方法、WaBuB の意思決定システム、自己モニタリング・評価方法、紛争解決方法、生計向上活動の実施等にかかわる能力)

[活動](対象となるおもなグループ:WaBuB メンバー)

- 5-1 対象地域を決定する
- 5-2 郡専門官、開発普及員、行政村関係者やベレテ・ゲラ RFPA の対象地域住民を対象に、参加型森林管理を紹介するセミナーを開催する
- 5-3 対象地域で基礎調査を実施する
- 5-4 対象地(対象コミュニティ)を選定する
- 5-5 WaBuB PFMに関する会合を定期的に行う
- 5-6 視察をつうじて経験交流を行う
- 5-7 森林管理仮契約/森林管理仮計画の策定を支援する
- 5-8 技術研修を含めた生計向上活動を支援する
- 5-9 森林管理仮契約/森林管理仮計画の内規策定を支援する
- 5-10 合同モニタリング・評価を実施する
- 5-11 森林管理仮契約/森林管理仮計画を本契約/本計画にする

※ここで言う「森林管理計画」とは、森林管理契約に木材資源の利用の要素が加わったものを示すが、住民による運営・管理が可能な簡易なものを想定している。

[成果 6]

オロミア州参加型森林管理ガイドラインが作成される

[指標・目標値]

オロミア州参加型森林管理ガイドラインが 20XX 年までに英語で作成される

[活動] (対象となるおもなグループ: ゾーン、州の職員、専門員)

6 第1ステージで詳細活動が決定される

(オロミア州の森林優先地域で参加型森林管理を普及していくためのガイドラインで、その基本戦略、住民と行政の権利義務関係、分収の導入方針、NGO の参加などについて、主に州政府森林行政の指針となるものを想定している。詳細活動は第 1 ステージ後半に決定される。)

[成果 7]

プロジェクトの進捗が適切に運営管理される

[指標・目標値]

半年ごとに実施されるレビューの回数(目標値: 8 回)

[活動] (対象となるおもなグループ: 郡職員、森林官および開発普及員、ゾーンの職員、専門員)

7-1 第1ステージにおける活動の進捗をモニタリング・評価する

7-2 必要に応じて、プロジェクト・デザイン・マトリクス(Project Design Matrix: PDM)や活動実施計画

(Plan of Operation: PO)を改訂する(特に、第1ステージの終盤に)

7-3 第2ステージにおける活動の進捗をモニタリング・評価する

7-4 モニタリング・評価の結果をすべてのステークホルダー(WaBuB メンバー、郡、ゾーン、州)にフィードバックする

(3) 投入(インプット)

1) 日本側(総額 3.7 億円)

・長期専門家: 3 名(農村開発、自然資源管理、参加型開発)

・短期専門家: 必要に応じて毎年 2~3 名(森林資源調査、生計向上活動支援、ジェンダー分析など)

・機材供与: 必要に応じて決定する(森林調査用機器など)

・カウンターパート研修: 年間 3~4 名程度(参加型開発、生計向上活動、自然資源管理など必要に応じて日本または第三国で実施する)

・現地業務費: プロジェクト運営経費、生計向上活動経費

2) エチオピア側

・カウンターパートの配置:

- プロジェクト・ディレクター: オロミア州農業・村落開発局自然資源・農村土地管理部長

- 副プロジェクト・ディレクター: オロミア州農業・村落開発局自然資源・農村土地管理部森林・野生生物開発・保全課長

- プロジェクト・マネジャー: オロミア州ジンマゾーン農業・村落開発事務所農村土地・自然資源管理専門員

- 日本人専門家のカウンターパート: オロミア州農業・村落開発局専門員、ジンマゾーン農業・村落開発事務所専門員、シャベ・ソンボ、サカ・チョコルサ、ゲラ郡農業・村落開発事務所職員および森林官

・土地および施設: プロジェクト事務所(オロミア州農業・村落開発局内)、ジンマ森林研修センター、ベレテおよびゲラ森林普及センター

・必要予算の措置:(終了合同評価における提言事項を踏まえている)

- カウンターパートの給与および旅費の全額、補助スタッフの給与の 50%

- ベレテおよびゲラに配置した業務車両 4 台の運転手の給与

- ジンマ、ベレテ、ゲラ 3 センターの電気、水道およびガス費用

(上記3項目については、すでに実施機関による経費の負担が2006年7月から開始されている)

- 平型トラック2台ハードトップワゴン2台の車両燃料費の25%
- ジンマゾーンのカウンターパートが使用する車両燃料費の10%
- 機材の維持管理費

(4) 外部要因

1) 上位目標達成のための外部条件

オロミア州政府がベレテ・ゲラ RFPA に参加型森林管理を広める方針を変更しない。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

ベレテ・ゲラ RFPA で深刻な干魃、森林火災、森林での病虫害が発生しない。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

以下の理由により、本プロジェクトの妥当性は高いと判断される。

- 1) 政府の政策との整合性: 住民参加型の森林管理契約は、オロミア州の法律・政策と整合（オロミア州の「森林」州令No. 72/2003 : 3(2)に記載のとおり）しており、オロミア州は森林管理仮契約を承認した。また、「エ」国国家告示1994年94号では、「全ての州は、州有林と保全林の指定及び区分を行わなければならない（4章4項）」とし、国有林・州有林又は保全林の指定及び区分が農民の立ち退き等の問題を引き起こす場合は、それは、農民との話し合いを持った上で承諾を得、かつ彼らの利益を確保して初めて行うことができる、としている（4章5項）。このように、同告示では、森林内居住者との話し合いと承諾とは、州有林の区分と管理に欠くことのできない条件とされている。
- 2) 住民のニーズ: 終了時評価調査の際に行われた住民へのインタビュー調査によると、回答者はすべて、森林管理仮契約によって自分たちが森に住んで利用する権利が確保された、と非常に満足していた。
- 3) わが国の援助政策との整合性: 地域住民の参加による自然資源の管理は、JICA のエチオピアに対する重点援助分野「農業・農村開発」における「天然資源管理プログラム」に位置付けられる。
- 4) プロジェクトのアプローチの整合性: オロミア州政府は「天然林は地域住民の参加によって守られるべきである」という信念をもっており、プロジェクトの活動成果によってこれに強化された。

(2) 有効性

プロジェクトの有効性は高い。プロジェクトの第1フェーズでは、2つの集落における森林管理仮契約の実施をつうじて参加型森林管理システムがほぼ完成している。第2フェーズの第1ステージでは、この成果を受けて、「WaBuB PFM のガイドラインや普及戦略の作成」や「PDM と PO の見直し」などによって、第2ステージにおける普及のための実施フレームワークが整えられる。また、第2ステージでは、ベレテ・ゲラ RFPA の対象地域における WaBuB PFM の普及をつうじた「WaBuB メンバーやカウンターパートの参加型管理にかかる能力の強化」、「オロミア州参加型森林管理ガイドラインの作成」、さらに、「プロジェクトの進捗を適切に運営管理する」などが計画されている。このように、WaBuB PFM にかかる実施フレームワークの構築に加え、州レベルでの政策立案をも含む包括的な制度・枠組みづくりにより、協力終了時に、WaBuB PFM がベレテ・ゲラ RFPA における対象地域の総コミュニティ数の80%に普及する可能性は高いと判断する。

(3) 効率性

本プロジェクトは以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

終了時評価時点で問題整理された上で先方の実情に応じた投入（予算措置を含む）が計画されており、それらについて第1ステージの後半には運営指導調査団を派遣し、プロジェクトの進捗管理を合同で行うとともに、PDM や PO の見直しを含む効率的な運営管理のための見直し等が行われる計画である。また、それらは第2ステージにおいても成果7によって適切かつ継続的にモニタリングされるよう計画されている。

第1フェーズで投入した施設や機材を活用することから、新たな施設建設や大規模な機材の投入

は計画されていない。

(4) インパクト

本プロジェクトのインパクトは以下のように予測できる。

1) 上位目標へのインパクト:

第1フェーズでの対象集落の周辺住民が、森林管理仮契約に高い関心をもって、自らも森林管理組合を形成する希望を有している。今後、住民と行政の協働により WaBuB PFM のガイドラインや普及戦略を作成し、WaBuB PFM をベレテ・ゲラ RFPA の対象地域に普及することによって、上位目標である「地域住民による持続的な参加型森林管理がベレテ・ゲラ RFPA 内で実践される」ことは実現できると見込まれる。負のインパクトはこれまでのところ観察されておらず、予見もされない。

2) 他のインパクト:

実施機関・カウンターパートへのインパクト:

- ・ WaBuB 組織化支援や合同モニタリングなど地域住民との協働、各種研修やワークショップへの参加、森林資源の更なる有効利用に向けた取り組み、ガイドラインや普及戦略の策定などを通じて、参加型森林管理に関わるカウンターパートの意識がより向上し、自律的に地域住民を支援するための能力を身につけることが期待される。

住民・地域社会へのインパクト:

- ・ 森林管理仮契約の締結と実施は、WaBuB メンバーやその家族に、森林内に住み、森林を利用する権利が公式に確保されたとの安心感をもたらす。
- ・ 生計向上活動(改良養蜂箱、製粉施設など)の支援をつうじて、収入向上のみならず、資源の共同利用・管理の経験から組織能力の向上が期待できる。
- ・ 境界線策定により周辺住民との軋轢が発生する可能性があるが、第1フェーズにおいてもこうした問題に WaBuB と森林行政官が関連する行政責任者を巻き込んで解決に当たっており、今後もこうした適切な対応が期待できる。

(5) 自立発展性

プロジェクトの第1フェーズの終了時では、プロジェクトの財務的、技術的自立発展性は評価時点では低いと判断された。しかし、その後、オロミア州政府がプロジェクト経費の一部負担を開始していることから、財政的な自立発展性は、一定程度改善された。また、意識面においては、カウンターパートおよび住民の双方において向上が見られ、意識面における自立発展性は見込まれる。

1) 組織面:

(行政側) ゾーンと郡政府の行政能力は現時点では未だ低く、独自で森林管理契約を他の地域に拡大していきだけの運営・組織能力をもっていない。また、森林管理仮契約はまだ試行後1年しか経ておらず、農業・村落開発事務所のスタッフの能力は一層強化されなければならない。このような状況において、参加型森林管理ガイドラインや普及戦略が策定され制度面での自立発展性を高めるとともに、それらの策定プロセスを通じて行政能力向上が図られる。

(住民側) モニタリング活動等を通して WaBuB の組織能力は高まりつつあり、第2フェーズでも適切な支援を継続することで、自立的な活動運営のための能力向上が期待できる。また、プロジェクトサイト周辺の住民が森林管理契約に強い関心を示していることが確認されており、森林管理契約が継続的に近隣の集落で展開され、森林管理契約締結に向けた活動や協議を通じて住民とその組織の自立発展に向けた能力向上が図られると期待できる。

2) 財政面:

(行政側) 第1フェーズの実施中、エチオピア側はカウンターパートの給料以外のローカルコストをほとんど負担していない。従って、プロジェクトの活動を他の村落に拡大していくことは、州の財政能力では極めて困難な状態にある。しかし、その後、オロミア州政府が人工林から収入を財源としてプロジェクト経費の一部負担を開始していることから、財政的な自立発展性は、一定程度改善されている。

(住民側) 対象村落においては、改良養蜂箱の普及や製粉機の設置により、収入の増加が見込まれる。ただし、住民が持続的に森林管理契約を遵守し、適切に森林を保全していくためには、

森林管理契約の履行や組織活動を通じた一層の組織力の向上及び脆弱性の克服が望まれる。

3) 技術面:

(行政側)カウンターパートの技術レベルには顕著な向上がみられており、プロジェクト活動や研修をつうじた支援を継続すれば、自律的に住民と対話しつつ森林管理契約の締結を進めていくうえで必要となる知識・技術や意識・態度を修得することが期待できる。

(住民側)対象集落において、これまで3回の合同モニタリングを実施しており、今後の継続的なモニタリングの実施により一層の能力向上を図るとともに、モニタリング方法の簡素化・定式化を進めることも必要である。

4) 意識面:

(行政側)カウンターパートの意識が向上し、積極的にプロジェクト運営に関わるようになってきており、今後も自立的に住民を支援するための能力向上および連携強化に繋げていくことが期待できる。

(住民側)森林管理仮契約の締結や改良養蜂箱の配布を通じて、自分達の生活が森林に大きく依存していることを強く認識するようになり、森林保全への意識が高まっている。また、ベレテにおいてはチャフェ集落を含む大集落(メティ・ジガ)の住民が一致協力して製粉機を設置したことから、この組織活動による経験および森林管理契約という規範を通じ、自然資源を共同で利用・管理していくための能力開発につながってきている。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

「エ」国は世界最貧5カ国の1つにあげられ、一人当たりのGNI(国民総所得)は110ドル、これはサブ・サハラ・アフリカ平均の1/5以下に過ぎず⁴、総人口の約42%が食糧貧困ライン(1日2,100kcal)を下回っている。20万人以上の犠牲者を出した1973~1974年の大飢饉を初め、2002年にも1,400万人が食糧援助を受けるなど、危機的な食糧不足が頻発している。「エ」国における貧困は環境悪化に伴う生産資源の枯渇にも起因しており、本プロジェクトは、環境(森林・土壌)荒廃の緩和に参加型森林管理の普及を通じて取り組み、貧困削減に貢献するものである。

⁴ 2004年のデータ、サブ・サハラ・アフリカの平均は600ドル。出所:世界銀行「世界開発報告2006年」pp 292-293.

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

本プロジェクトの第1フェーズでは、プロジェクト・マネジメントにおける改善点として、以下のような教訓が得られた。

- (1) 定期的なモニタリングが可能となるようなPDMを作成すること
- (2) PDMにもとづいた定期的なプロジェクト活動のモニタリングを行うこと
- (3) プロジェクトの進捗に応じてPDMやPOを改定すること
- (4) プロジェクトの意思決定や管理にカウンターパートが参加する仕組みを作ること
- (5) プロジェクト活動にかかわる情報をカウンターパートと共有すること

第2フェーズでは、これらの事柄の重要性に鑑み、プロジェクトの進捗を適切に運営管理するために、定期的なモニタリング・評価の実施と関係者へのフィードバック、第1ステージの終盤におけるPDMとPOの見直しなどの活動を実施する計画である。

8. 今後の評価計画

- ・ 運営指導調査(2007年7~8月頃、第1ステージ終了前)
- ・ 中間評価(2008年9月頃、開始2年後)
- ・ 終了時評価(2010年3月頃、終了前6ヵ月)
- ・ 事後評価(終了後3年)